

第一條・第二条 (略)	改 正 案	第一條・第二条 (略)	現 行
第三条 (卑わいな行為の禁止)	第三条 (卑わいな行為の禁止)	第三条 (卑わいな行為の禁止)	第三条 (卑わいな行為の禁止)
何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次の各号に掲げる行為をしてはならない。	何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次の各号に掲げる行為をしてはならない。	何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、人を著しくしゆう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次の各号に掲げる行為をしてはならない。	何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、人を著しくしゆう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
一 衣服その他の身に着ける物（以下「衣服等」という。）の上から、又は直接人の身体に触れること。 二 衣服等で覆われている人の下着若しくは身体（以下この号及び次号において「下着等」という。）をのぞき見し、若しくは撮影し、又は下着等を撮影する目的で写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器（以下「写真機等」という。）を下着等に向け、若しくは設置すること（次号に規定する方法により行われる場合を除く。）。	一 衣服その他の身に着ける物（以下「衣服等」という。）の上から、又は直接人の身体に触れること。 二 衣服等で覆われている人の下着又は身体（次号において「下着等」という。）をのぞき見し、又は撮影すること（次号に規定する方法により行われる場合を除く。）。	二 衣服等を透かして見ることができる写真機等を使用して、下着等の映像を見、若しくは撮影し、又は下着等を撮影する目的で写真機等を人に向け、若しくは設置すること。	二 衣服等を透かして見ることができる写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器を使用して、下着等の映像を見、又は撮影すること。
四 前三号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。	四 前三号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。	四 前三号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。	四 前三号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。
2 何人も、集会場、事務所、教室、タクシーその他の不特定又は多数の者が利用するような場所又は乗物（公共の場所又は公共の乗物を除く。）において、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、前項第二号又は第三号に掲げる行為をしてはならない。	2 何人も、集会場、事務所、教室、タクシーその他の不特定又は多数の者が利用するような場所又は乗物（公共の場所又は公共の乗物を除く。）において、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、前項第二号又は第三号に掲げる行為をしてはならない。	2 何人も、正当な理由がないのに、公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室その他公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態でいる場所に当該状態でいる人の姿態をのぞき見し、又は撮影してはならない。	2 何人も、正当な理由がないのに、公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室その他公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態でいる場所に当該状態でいる人の姿態をのぞき見し、又は撮影してはならない。
3 何人も、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態でいるような場所に当該状態でいる人の姿態をのぞき見し、若しくは撮影し、又は当該状態でいる人の姿態を撮影する目的で写真機等を人に向け、若しくは設置してはならぬい。	3 何人も、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態でいるような場所に当該状態でいる人の姿態をのぞき見し、若しくは撮影し、又は当該状態でいる人の姿態を撮影する目的で写真機等を人に向け、若しくは設置してはならぬい。		

第四条(略)第九条

(嫌がらせ行為の禁止)

第十一条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等を除き、第一号から第四号まで及び第五号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全若しくは住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復して行つてはならぬい。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、
て送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。
フアクシミリ装置を用い
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名譽を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的形式、磁気的形式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心

第四条 第九条

(嫌がらせ行為の禁止)

第十条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次の各号に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等を除き、第一号から第四号まで）に掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名譽が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復して行つてはならない。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、電子メールを送信し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名譽を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置き、又はその性的しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置くこと。

八 その性的しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的しゆう恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

（罰則）

第十一条 第二条第二項、第三条、第八条又は前条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 常習として、第二条第二項、第三条、第八条又は前条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十二条～第十七条 （略）

（新設）

（罰則）

第十一条 第二条第二項、第三条、第八条又は前条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 常習として、第二条第二項、第三条又は第八条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十二条～第十七条 （略）